

小松島競輪選手宿舎給食調理業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1. 趣旨

この要領は、小松島競輪選手宿舎給食調理業務に係るプロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものである。

2. 概要

- (1) 名 称 小松島競輪選手宿舎給食調理業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「小松島競輪選手宿舎給食調理業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
- (4) 契約予定金額 朝食：782円、昼食：690円、572円（前検日）、夕食：2,930円
※いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額
- (5) 選 定 方 法 公募型プロポーザル方式
- (6) 担 当 部 局

部局名 小松島市産業建設部競輪局

住 所 〒773-0006

徳島県小松島市横須町5番57号

連絡先 電話：0885-32-0290

FAX：0885-33-3122

電子メール：keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

3. 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (3) 過去3年間において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定違反による行政処分を受けていない者であること。
- (4) 管理栄養士資格を有する者1名及び調理師資格を有する者2名以上を配置できる者であること。
- (5) 管理栄養士資格取得後、給食施設（介護老人保健施設、幼稚園、保育所（園）、給食センター等）において3年以上の業務経験のある者。またその者が献立を作成し、その内容により正しく調理されているか確認できる者であること。
- (6) 調理師免許取得後、給食施設（介護老人保健施設、幼稚園、保育所（園）、給食センター等）において3年以上の業務経験のある者を常時2名以上配置できること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しない者であること。

4. 事業者募集スケジュール（予定）

・ 公告	令和元年 9 月 9 日（月）
・ 募集要領等の配布期間	令和元年 9 月 9 日（月）から 令和元年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで
・ 参加表明書の受付期間 ※様式第 1 号	令和元年 9 月 9 日（月）から 令和元年 9 月 20 日（金）午後 5 時必着
・ 参加資格確認結果通知書発送	令和元年 9 月 25 日（水）
・ 提案書提出依頼通知書の発送	令和元年 9 月 25 日（水）
・ 質問書の受付期間	令和元年 9 月 9 日（月） 令和元年 9 月 13 日（金）午後 5 時まで
・ 質問書に対する回答	令和元年 9 月 17 日（火）
・ 提案書の受付期間	令和元年 9 月 25 日（水）から 令和元年 10 月 25 日（金）午後 5 時まで
・ 審査(評価)委員会 (プレゼン・ヒアリング及び評価)	令和元年 11 月 5 日（火） 場所：小松島市競輪局 2 階会議室
・ 結果通知	令和元年 11 月 6 日（水）付で結果通知発送
・ 仮契約	令和元年 11 月
・ 業務引継ぎ期間	令和 2 年 1 月から令和 2 年 3 月末
・ 本契約	令和 2 年 4 月 1 日

5. 募集要領等の配布

- (1) 周知・配布期間：令和元年 9 月 9 日（月）から令和元年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで
- (2) 配布場所：2（6）の担当部局及び小松島競輪公式ホームページからもダウンロード可能
- (3) 配布資料：募集要領、参加表明書等の関係書類

6. 参加表明書の受付

- (1) 受付期間：令和元年9月9日（月）から令和元年9月20日（金）午後5時必着
※郵送する場合でも、受付期間内に配達されていること。なお、不慮の事故等による紛失又は遅配については一切考慮しない。
- (2) 受付場所：2（6）の担当部局※郵送する場合も同じ
- (3) 受付時間：午前8時30分から午後5時まで
※土・日・祝日の場合でも、競輪局事務所が開いている場合は受け付け可能。
- (4) 提出書類：参加表明書（様式第1号）1部及び、参加資格要件で定める有資格者としての実務経験等がわかるもの。（自由形式による業務経歴書等で構わない。）
- (5) 提出方法：持参または郵送による。ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送された場合については、一切受け付けない。
- (6) 留意事項：様式の記載内容については、参加表明書等の提出時点の状況を記載すること。なお、参加表明書の提出後に、都合により辞退したい場合は、速やかにその旨を書面（様式は自由）で提出すること。

7. 参加表明者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者である場合でも所定の審査及び評価を実施し、評価点が一定基準（合計60点以上）を満たしている場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

8. 質問受付と回答方法について

- (1) 質問する場合の様式は自由とするが、次の点に留意すること。
 - (ア) 件名は、「小松島競輪選手宿舎給食調理業務に関する質問」とすること。
 - (イ) 質問者の事業所名（個人の場合は屋号）・担当者氏名・電話番号・FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。ただし、必ず電話で着信を確認すること。
- (2) 質問書の受付期間は、令和元年9月9日（月）から令和元年9月13日（金）午後5時までとする。
- (3) 質問する場合は、質問書（A4版で自由様式）に必要事項を記入し、ファックス又は電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの表題には「事業者名及び小松島競輪選手宿舎給食調理業務プロポーザルに関する質問」とすること。
- (4) 提出先ファックス番号及びメールアドレス
FAX：0885-33-3122
電子メールアドレス：keirin@city.komatsushima.i-tokushima.jp
- (5) 提出した質問に対する回答は、小松島競輪公式ホームページでのみ回答し、個別回答は行わない。

9. 提案書の受付について

- (1) 受付期間：令和元年 9 月 25 日（水）から令和元年 10 月 25 日（金）午後 5 時まで
- (2) 受付場所：2（6）の担当部局※郵送する場合も同じ
- (3) 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※土・日・祝日の場合でも、競輪局事務所が開いている（非開催日でない）
場合は受け付け可能。
- (4) 提出方法：持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、一般書留
又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送された場合は、一
切受け付けない。
- (5) 提案書の提出に係る留意事項
企画提案書は、A4 版（縦・横書きは自由）、左綴じとし、表紙を除いて 15 枚以内
とする。白黒・多色刷り、図の挿入の有無は問わない。提案項目については、下記項目
の順序・構成で作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を
有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。
 - ① 業務管理
 - (ア) 従業員の配置計画
○朝食時、昼食時、夕食時におけるスタッフの配置及び人員について
 - (イ) 従業員の指導監督
○自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）に定める事項及び競輪場執務員に
準ずる事項（別紙「特記事項」）を遵守させるための従業員の指導監督方法に
ついて
 - ② 業務内容
 - (ア) 給食に対する考え方と個別対応
○選手の給食の重要性に対する考え方、メニューに対する考え方、選手の食欲
不振時の対応、食物アレルギーや禁止食についての考え方と対応、選手からの
クレーム発生時の対応と防止策等
○提供する若しくは提供する予定のメニュー例について
 - (イ) 食の安全性等の確保
○食材納入業者の指導監督方法、食材の安全性の確認方法について
○食材の地産地消について
 - ③ 衛生管理及び危機管理体制
 - (ア) 事故発生時の対応及び防止策
○食中毒や異物混入の未然防止に向けての対策について
- (6) 提案書の提出部数：10 部

10. 事業者選定の手順

- (1) 事業者の選定にあたっては、「参加資格審査」、「書類審査」、「提案書のプレゼンテーション」、「実際に提供するメニュー（昼食）を想定した試食」、「ヒアリング」により行う。
- (2) 参加資格審査は、プロポーザル参加希望者の資格適合を審査する。なお、参加資格要件の確認作業等について日数を要する場合は、書類審査並びに提案書に対するヒアリングと並行して審査する。
- (3) 書類審査及び提案書の評価等は選定会議において行い、その評価を参考として総合的に審査し、1者を選定する。

11. 提案書プレゼンテーション等及びヒアリング

- (1) 選定会議においては、提案書のプレゼンテーション及び試食を行った後、ヒアリングを実施する。なお、選定会議は、令和元年 11 月 5 日（火）を予定。詳細は後日通知する。
- (2) プロポーザル参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング形式とする。
- (3) プロポーザル参加者側の出席者は、代表者を含め 3 名以内とする。
- (4) プレゼンテーション及び試食、ヒアリングは非公開とする。
- (5) 1者あたりの時間は、提案書のプレゼンテーションを 20 分以内で実施し、実際に提供するメニュー（昼食）を想定した試食を行った後、ヒアリングを 15 分以内で行うこととする。
- (6) プレゼンテーションに際しては、提出した提案書のみ使用することとし、資料の変更・追加は認めない。また、電子機器を使用した説明は受け付けない。
- (7) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、受託する意思がないものとし、選定しないものとする。
- (8) 結果については、プロポーザル参加者に対し郵送により通知する。
- (9) 提案書の添付書類及びプレゼンテーションで使用する資料、提案者の着衣等には、業者名・ロゴマーク、その他、提案者名を識別可能な表示をしないこと。
- (10) 試食については弁当形式とし、容器・残飯の回収は参加者が行うこと。

12. 受託候補者を特定するための評価基準

評価事項	評価項目	配点 (最低水準点)
1. 業務管理	・ 従業員の配置計画	20 (12)
	・ 従業員の配置計画従業員の指導監督	20 (12)
2. 業務内容	・ 給食に対する考え方と個別対応	20 (12)
	・ 食材の安全性等の確保	20 (12)
3. 衛生管理及び危機管理体制	・ 事故防止策について	20 (12)
合 計		100

13. 受託候補者の決定

- (1) プロポーザル参加者の中から、選定会議での書類審査及びヒアリングの点数により、評価点が一定基準（60 点以上）を満たしている者の中から、評価点の最も高い者を受託候補者として決定する。
- (2) 評価点の最も高い者が辞退またはその他の理由により契約交渉できない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

14. 公正な提案の確保

- (1) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (3) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザルに参加させず、又はヒアリングを延期し、もしくは取りやめることができる。

15. 失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして、選定会議が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定会議が再提出を求めたにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション等及びヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

16. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定会議委員から要請のあったものについては、この限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、小松島市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された提案書等は、小松島市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては、必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

17. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要